

手ぶら観光サービスが安心・安全であることの情報発信業務委託仕様書

1. 対象事業

手ぶら観光サービスが安心・安全であることの情報発信業務(以下、「本業務」という)

2. 背景及び目的

観光客による大型手荷物持ち込みに伴う市バス車内の混雑の発生や、観光客が大型手荷物を携帯することによる騒音の発生、観光客自身の利便性低下等の課題への対策として、これまで、手荷物の一時預かり・配送サービス窓口やコインロッカー情報を検索できるウェブサイト「HANDS FREE KYOTO」を運用する等、手ぶら観光を推進している。

本事業は、新たに「手ぶら観光サービスが安心・安全であることの情報発信」を行うことで、とりわけ外国人観光客の手ぶら観光サービスに対する不安解消等を図ることを目的とする。

3. 事業概要

各手ぶら観光サービス窓口や手ぶら観光情報サイト「HANDS FREE KYOTO」や京都市観光協会公式 youtube 等において、「手ぶら観光サービスが安心・安全であること」の情報発信を行う。

4. 委託業務の内容

受託者においては、以下に掲げる業務を遂行すること。

- a. 手ぶら観光サービスが安心・安全であることの情報発信に有効な動画を主とした素材等を制作すること。
- b. 制作物は、キャストを手配のうえ撮影を行うこととし、使用に関しては、期間の制限を設けない。
- c. 素材等の制作に当たっては、京都市内の宿泊施設へ手荷物の当日配送サービス及び一時預かりサービスを実施している京都市内の民間事業者と連携すること。
- d. c. で連携する京都市内の民間事業者については、受託者が事業者を手配し、その後の調整を行うこと。
- e. 手荷物の紛失・破損等の実績が極めて少ないことや、窓口での手続き内容、手荷物を窓口に残した後の窓口裏での管理の様子、当該事業者の工夫点等を交えながら分かりやすく紹介すること。
- f. 外国人観光客に対しても、内容が伝わるよう、多言語(英語・繁体字・簡体字等)対応とすること。
- g. 動画の場合は、長編版(約60秒)と短編版(約15秒)をそれぞれ制作すること。
- h. 実写・アニメーションは問わない。
- i. 素材制作に当たり、出演者及び関係事業者との調整や必要な契約手続き等を行うこと。
- j. 令和7年秋の観光シーズン前(令和7年10月中旬)までに制作し、素材を納品すること。
- k. その他、詳細情報は、委託者及び関係事業者と協議のうえ、決定すること。

5. 本業務の実績報告等

本業務における成果物や取組内容を取りまとめた実績報告書及び収入・支出内容に関する関係書類(経費精算書・証憑書類等)については、令和8年3月31日(火)までに委託者に提出すること。

本業務において制作した動画は、オンラインストレージサービス等のデータをダウンロード

できる URL を発行し、指定のメールアドレスまで送ること。また、動画の仕様は以下の通りとする。

画像サイズ :1920×1080

納品形態 :MP4(youtube、サイネージなどで放映予定)

制作数 :長編版(約 60 秒)、短編版(約 15 秒)それぞれ 1 本ずつ

6. 注意事項

- a. 事業の円滑かつ効率的な進捗を図るため、委託者と綿密な連携を図りながら本業務を進めること。
- b. 本業務を遂行する上で生ずる成果物についてのすべての著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、無期限に委託者に帰属する。
- c. 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。
- d. 受託者においては、本業務の遂行にあたり、関係法令を遵守すること。
- e. 仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、受託者と協議のうえ、決定する。